

入間市産業文化センター ホール附属設備使用料金

単位:円

	附属設備名称	単位	料金	備考
舞 台 設 備	演壇	1台	700	
	司会台	1台	500	
	平台(3×6、4×6)	1枚	150	
	開き足	1台	50	
	箱馬	1台	30	
	指揮台及び指揮者用譜面台	1台	350	
	譜面台	1台	50	
	緋毛せん	1枚	100	
	長座布団	1枚	50	
	高座用座布団	1枚	50	
	地がすり	1枚	600	
	長机	1本	200	
	上敷(2.0)	1枚	100	
	上敷(6.5)	1枚	300	
	折り畳み椅子	1脚	50	
	反響板	1式	3000	
	映写用プロジェクター	1式	2500	
	びょうぶ(金・銀)	1双	2000	
	コンサートグランドピアノ	1台	3000	
	幕類	1枚	800	
照 明 設 備	調光装置	1式	2500	
	フットライト	1列	750	
	ボーダーライト	1列	950	
	スポットライト(500w)	1台	150	
	スポットライト(1Kw)	1台	250	
	ピンスポットライト(クセノン)	1台	1000	
	パーライト(500w)	1台	150	
	エリスポットライト	1台	300	
	スタンド	1本	150	
	アッパーホリゾントライト	1列	1400	
	ローアホリゾントライト	1列	1400	
	ミラーボール	1台	600	
	反響板固定ライト	1式	800	
	効果器	1式	500	
	オーロラマシン	1台	600	
	ストロボ	1式	500	
	カラーフィルター	1枚	450	
音 響 設 備	拡声装置	1式	2000	
	マイクロホン(コンデンサー)	1本	1200	
	マイクロホン(ダイナミック)	1本	700	
	ワイヤレスマイク	1波	1000	
	3点吊り装置	1式	500	
	カセットデッキ	1台	500	
	CDデッキ	1台	500	
	MDデッキ	1台	500	
	ダイレクトボックス	1台	200	
	サブミキサー A	1台	2000	
	サブミキサー B	1台	1000	
	モニタースピーカー	1台	300	
	会議用プロジェクター	1台	500	
	移動式スクリーン	1台	200	
電源	持込器具用	500wごと	100	

使用料金の加算等

- 1 使用の許可を受けた時間を超過した場合の超過料は、30分までごとに該当時間区分における使用料の100分の30を加算する。ただし、時間区分をまたがる時の超過料は徴収しないものとする。
- 2 入間市内又は所沢市、飯能市、狭山市、若しくは日高市の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等は、規定使用料の100分の30を加算する。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業行為を目的として使用する場合は、規定使用料の100分の50を加算する。
- 3 使用料は、午前、午後、夜間を各1回として計算します。

2020年10月作成